

障発 0128 第 5 号
平成 22 年 1 月 28 日
一部改正 障発 0820 第 7 号
平成 24 年 8 月 20 日
一部改正 障発 0414 第 1 号
平成 27 年 4 月 14 日
最終改正 障発 0423 第 2 号
平成 30 年 4 月 23 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害児施設における心理指導担当職員配置加算
及び看護職員配置加算について

障害児施設に入所している児童に対しては、その個々の態様に応じて、児童相談所等関係機関と連携しながら、障害特性に応じた適切な援助が図られるよう配慮していただいているところであるが、近年、虐待や障害の重複等による家庭での養育支援が困難であることを理由により入所する子どもが増加しているところである。

そこで、今般、障害児施設におけるこれら子どもの適切な援助体制を確保するため、別紙のとおり、「心理指導担当職員配置加算及び看護職員配置加算実施要綱」を定め、平成 21 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

心理指導担当職員配置加算及び看護職員配置加算実施要綱

1. 心理指導担当職員配置加算

(1) 目的

福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）（以下「福祉型障害児入所施設等」という。）に心理指導担当職員を配置し、虐待等による心理外傷や障害特性に配慮した環境のもとで心理指導を必要とする児童に対し、心理指導を実施し、児童の安心感の再形成及び人間関係の修正等を図り心的外傷を治癒することを目的とする。

(2) 対象施設等

心理指導担当職員を配置しようとする福祉型障害児入所施設等については、以下の条件を満たした上で都道府県知事・指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出るものとする。

また、1施設について、心理指導担当職員加算は1名分とすること。

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に定める児童指導員、保育士等の定数のほか、専ら心理指導担当職員を1名以上配置していること。
- ② 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。
- ③ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が5名以上いること。
- ④ 心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者であること。

なお、入所している児童等に対して、より高度で専門的な支援を提供するため、公認心理師の資格を有する者を配置することが望ましい。

(3) 運営の基準

- ① 心理指導担当職員は、当該児童の入所措置をとった児童相談所と密接に連携し、心理指導を行うよう努めること。なお、心理指導の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聞くことが望ましい。
- ② 心理指導担当職員は、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、心理指導を行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）でも差し支えないものとする。
- ③ 対象となる児童の保護者等に対して、定期的な助言・援助を行うため、児童相談所等と連携を図りながら、積極的な家族への訪問指導を行うものとする。

2. 看護職員配置加算（Ⅰ）

(1) 目的

服薬管理などの医療行為及び健康管理（以下「医行為等」という。）の必要な児童に対し、施設に医行為等を行うための職員を配置し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などの医療的支援体制の強化を目的とする。

(2) 対象施設等

医行為等を担当する職員を配置しようとする主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、以下の条件を満たした上で都道府県知事等に届け出るものとする。

また、1施設について、医行為等を担当する職員加算は1名分とすること。

- ① 設備運営基準に定める児童指導員、保育士の定数のほか、医行為等を行う職員を1名以上配置していること。
- ② 医行為等を担当する職員は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、同法第3条に規定する助産師、同法第5条に規定する看護師又は同法第6条に規定する准看護師であること。

(3) 運営の基準

- ① 医行為等を担当する職員は、児童の日常の健康を把握するとともに、施設内の衛生管理や継続的な医療管理を必要とする児童のケアについて、適切な支援が行われるよう努めること。
- ② 医行為等を担当する職員は、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、医行為等を行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）でも差し支えないものとする。

3. 看護職員配置加算（Ⅱ）

(1) 目的

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童に対し、施設に医療的ケアを行うための職員を配置し、児童やその家族の状況及びニーズに応じて、必要な支援を行う体制を強化することを目的とする。

(2) 対象施設等

医療的ケアを担当する職員を配置しようとする福祉型障害児入所施設については、以下の条件を満たした上で都道府県知事等に届け出るものとする。

また、1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名分とすること。

- ① 設備運営基準に定める児童指導員、保育士の定数のほか、医療的ケアを担当する職員を1名以上配置していること。
- ② 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として盲

児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、①に加え、2の看護職員配置加算（I）に定める看護職員を1名以上配置していること。

- ③ 医療的ケアを担当する職員は、保健師助産師看護師法第2条に規定する保健師、同法第3条に規定する助産師、同法第5条に規定する看護師又は同法第6条に規定する准看護師であること。
- ④ 別表に規定する医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5名以上いること。

(3) 運営の基準

- ① 医療的ケアを担当する職員は、児童の日常の健康を把握するとともに、施設内の衛生管理や日常生活を営む上で必要な医療的ケアを行うこと。
- ② 医療的ケアを担当する職員は、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、医療的ケアを行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）でも差し支えないものとする。

4. 経費

この実施のための経費については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）によるものとする。

別表

医療的ケアに関する判定スコア

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) O₂吸入又はs pO₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8、6回/日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろうを含む。） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌（かん）流を含む。） = 8
- (12) 定期導尿3回/日以上 = 5
- (13) 人工肛門 = 5